

# ギャンブル等依存症対策推進計画 の医療計画との一体的策定 及び計画期間の見直し

令和5年6月  
秋田県

# 提案の趣旨

## 【概要】

- 都道府県において、ギャンブル等依存症対策について個別に計画を策定（努力義務）することとされている。

- ▶ 『都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画』

- …当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画

- 一方で、都道府県において定めることとされている「医療計画」に記載する事項として、「5疾病・6事業に係る医療連携体制」が示されている。

- ▶ 『医療計画』

- …国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定する計画。

- ※「5疾病」

- …がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患（依存症を含む）

- その結果、同じ疾病（依存症）に関して、記載内容・趣旨が重複する計画を複数策定することとなっている。

重複する内容の計画を複数策定する必要がなくなることにより、  
計画策定に係る業務の負担軽減、効率化につながる

# 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画について

- ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項において、都道府県が策定するよう努めることとされている。
- 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定に当たっては、国が定めるギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とし、策定することとされている。

## 国が定める「ギャンブル等依存症対策基本計画」概要

### ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】

#### 第一章 基本的考え方等

#### 第二章 取り組むべき具体的施策

##### I 関係事業者の取組

##### I-1～3 公営競技における取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化
- ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去
- ・相談体制の強化
- ・依存症対策の体制整備

##### I-4 ばちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化
- ・ばちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- ・地域連携の強化

##### II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の検討及び実施
- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

##### III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援
- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
- ・相談拠点等における相談の支援
- ・その他の関係相談機関における体制強化 等
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループをはじめとする民間団体への支援
- ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援
- ・医師の養成をはじめとする人材の確保

##### IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 等
- ・関係事業者による調査及び実態把握

##### V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

# 医療計画について

- 医療計画は、医療法第30条の4第1項において、基本方針(※)に即して、かつ、地域の実情に応じて定めるものとされている。  
※医療提供体制の確保に関する基本方針(平成19年厚生労働省告示第70号)
- 医療法第30条の4第2項に基づき、都道府県は、5疾病・6事業及び在宅医療に関する医療連携体制に関する事項等を医療計画に定めることとされている。
- 医療計画の策定に当たり、5疾病・6事業及び在宅医療については、別途「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日厚生労働省通知)を参考に作成するよう、通知が出されている。

## 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(令和5年3月31日付医政地発0331第14号)(抄)

### 【疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針】

#### 第1 精神疾患の現状

##### 1 現状・課題

#### ③ ギャンブル等依存症

(患者動態)

令和2年に医療機関を継続的に受療しているギャンブル等依存症患者の総患者数は約3千人である。

(政策動向)

平成30年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)に基づき、令和4年3月25日に閣議決定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画(令和4年度から令和6年度まででは、令和5年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市において専門医療機関等の整備を目指すこととしている。

厚生労働省は、平成29年度より「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」を実施している。また、都道府県・政令指定都市等の自治体が、依存症専門医療機関や依存症治療拠点機関等の選定のための体制構築等を行う「依存症対策地域支援事業」を実施している。

(医療提供体制に関する検討課題)

第8次医療計画においては、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、ギャンブル等依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を踏まえ、「依存症対策地域支援事業」の依存症専門医療機関や依存症治療拠点機関を活用すること。

なお、都道府県でギャンブル等依存症について検討するに当たっては、別表5に示す指標例に関連して、「依存症専門医療等機関(依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関)数」、「依存症集団療法(ギャンブル依存症)を外来で算定した医療機関数」、「ギャンブル等依存症を入院診療している精神病床を持つ病院数」、「ギャンブル等依存症を外来診療している医療機関」、「依存症集団療法(ギャンブル依存症)を外来で実施した患者数」、「ギャンブル等依存症の精神病床での入院患者数」、「ギャンブル等依存症外来患者数」及び「依存症専門医療機関のうち依存症治療拠点機関における紹介患者数及び逆紹介患者数」について現状を把握した上で課題を検討し、目標を設定することが望ましい。